

平成28年（ワ）第380号 放送法遵守義務確認等請求事件（第1事件）

平成28年（ワ）第696号 放送法順守義務確認等請求事件（第2事件）

第1事件原告 宮内正厳

第2事件原告 溝川悠介外44名

被 告 日本放送協会

意見陳述書

2018年5月7日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 星 雄 介

第1 本案前の答弁に対する反論

1 はじめに

本件各訴えについては、これまで主張しているとおりでありますが、以下の観点からも、実体判断に踏み込むべきです。

2 最高裁が放送受信契約締結の強制を認めたこと

最高裁平成29年判決は、NHKの公共放送としての重要性を重視し、またNHKの収入確保を優先させるために、未契約者に対して、放送受信契約の締結の事実上の強制を肯定しました。

この判決の当否はひとまず措くとしても、最高裁が公共放送としての重要性を根拠にNHKを特別扱いして放送受信契約の締結の強制を認めた以上、NHKの公共的役割については、これまで以上に厳しく監視されるべきです。

そうであれば、NHKがそのような特別扱いに見合うだけの放送を本当に行っているのかという点について、受信契約者が問題提起できる手続が必要です。すなわち、「公共放送は重要だから、受信設備設置者は、NHKの放

送の視聴の有無を問わず、受信料を支払え」と言う理屈を述べる以上は、本当にNHKがそれだけの公共性を持っており、かつ、その役割に見合った放送を行っているのかという点について、判断・評価することが重要です。

また、NHKが「豊かで、かつ、良い放送」、「健全な民主主義の発達に資する」という「公共放送にふさわしい放送」を行う義務を果たしていないと考えられる場合には、受信契約者はNHKの義務違反行為について意見を述べる機会が与えられ、かかる意見に対する判断・評価が適正な手続のもとに行われることが必要です。

なぜなら、そうでなければ、受信契約者は一方的に契約締結を強制され、義務の履行を求められるにもかかわらず、その権利行使については何らの保護も受けられないという極めて不合理な不利益を強いられることになってしまうからです。NHKとの間で有償双務契約を結んでいる国民が、一方的に不利益を受忍しなければならない理由はありません。

NHKは本件訴訟において、受信契約は有償双務契約であるとの原告の主張を争い、受信料は「特殊な負担金」とであると主張してきたが、最高裁判決で「特殊な負担金」論は排斥されたのである。NHKが受信料を請求するためには、その対価として「公共放送にふさわしい放送」を行うことが求められるのである。

3 判断すべき主体は誰かという問題

上記のように考えると、「公共放送にふさわしい放送」がなされているか否かを一体誰が判断・評価をすべきか、という点が問題となります。

まず、NHK自身はその判断をするということが考えられますが、NHKは放送受信契約の一方当事者であり、公正な判断を行うことは期待できないというべきですから、NHK自身が判断するというのは適切ではありません。

次に、経営委員ということも考えられますが、経営委員は、広い意味ではNHK側の人間であり、経営委員による判断も妥当とはいえません。

さらに、国会議員がNHKの予算審議を通じて判断するという枠組みや、監督官庁である総務省が独自に判断ということが考えられますが、これらの方法はあまりに迂遠で受信契約者の救済方法として有効とはいえませんし、「公共放送と政治との関係性」という別の問題が生じ得るため適切とはいえません。

このように考えると、残る組織として考え得るのは裁判所だけであり、裁判所が判断・評価すべきということになります。

裁判所は、人権保障の最後の砦としての役割を果たすべく、原告らの本訴請求に対して、真摯に向き合い、真正面から答えることが求められます。裁判所までもが判断を回避し、権利侵害に対する原告らの救済の道を閉ざすようなことがあってはならないことです。

- 4 なお、本件各請求が受信契約者の権利保護のため極めて重要な意味を持ち、紛争の予防や解決のために必要であること、放送受信契約の内容やその義務違反の有無（具体的権利義務）についての具体的な判断を求めるものであって、一般的抽象的な判断を求めるものではないことなどに鑑みれば、訴訟法的にも何ら疑義は生じないのであるから、上記の観点から裁判所による判断・評価が求められると解したとしても、何ら問題ないというべきです。

以上